

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した組合員に係る 国民健康保険料の減免についてよくある質問

2020.5.25版

このQ & Aは、必要に応じて随時更新します。都薬国保ホームページでご確認ください。

項番	よくある質問	回 答	備 考
1	保険料の減免対象者は組合員か	組合規約では、保険料は組合員が（家族として加入している方の分も含めて）納入することとしているので、組合員のみが対象となります	
2	事業主である組合員も対象になるのか	対象になります	
3	どのようなケースが保険料減免の対象となるのか	① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯 ② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入等の減少見込まれ、その減少額が前年の収入額の10分の3以上である世帯 以上の3つのケースが対象になります。	
4	主たる生計維持者とは	組合員が属する世帯の実質的な主たる生計維持者を指します。 主たる生計維持者が組合員である必要はありません。また、住民票上の世帯主でなくても構いません。	
5	主たる生計維持者が死亡した場合の確認方法	死亡診断書や医師の診断書で新型コロナウイルス感染症により死亡したことを確認します。 ※死因が、単に「肺炎」となっている場合等は対象外になりますのでご注意ください。	
6	重篤な傷病を負った場合の確認方法	医師の診断書等により確認しますが、1か月以上の治療を要すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を想定しています。 ※病名が、単に「肺炎」等となっている場合は対象外になりますのでご注意ください。	
7	事業収入等とは	①事業収入、②給与収入の2つを「事業収入等」と定義しています。	
8	事業収入等の減少については、組合員の事業収入等を対象とするのか	その通り。 組合員の事業収入等の減少額を前年の事業収入等の額と比較します。（その他の方の収入は対象としません。）	
9	事業収入等のいずれかの減少額というのはいか	事業収入等とされる①事業収入、②給与収入の <u>いずれか</u> ということです。	

10	「事業収入等のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額が」とあるが、事業収入等の合計額ではなく、いずれかの減少額を比較するのか	その通り。 例えば、給与収入のみの減少が見込まれる場合、給与収入についてのみ前年（2019年）の収入額と今年（2020年）の収入見込額を比較します。	
11	組合員の前年（2019年）の事業収入等は、何をもって確認するのか	確定申告書の写しや源泉徴収票の写しなどで確認します。	
12	今年（2020年）の減少見込額は、何をもって確認するのか	申請時点までの一定期間の帳簿や給与明細書などにより、1年間を通じた収入の見通しを立てることになります。	
13	減少額から保険金や損害賠償等を控除するとしているが、何をもって確認するのか	保険金、損害賠償等で補填されるべき金額については、その有無を「事業収入等状況申告書」に記載していただき、該当がある場合は、帳簿や保険契約書等により確認します。	
14	事業を廃止したり、失業した場合の確認はどうするのか	新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員が事業廃止や失業した場合については、廃業届や解雇通知、離職票等により確認します。	
15	保険料が減免されるのは、令和2年4月から令和3年3月までの12か月分の保険料か	その通り。 保険料の減免対象となる3つのケースに該当する時期にかかわらず、12か月分を減免することになります。 ただし、組合員でない期間は除きます。	
16	保険料を減免される場合の具体的な処理方法（なぜ、引落の停止や減額しての賦課ではなく、還付なのか）	当組合の保険料は、組合員に対して、毎月1日に賦課し、原則として当月27日に口座引落をしています。このシステムを改修して、保険料を一時的に賦課しない若しくは減額して賦課するシステムとするには莫大な費用がかかりますので、一旦保険料を納付していただき、納付を確認後に還付する方法としています。	